

釧路市子ども読書活動推進計画

令和5年度～令和9年度

素案

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 子どもの読書活動の意義	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の対象	2
5. 読書活動の対象	2
6. 計画の基本体系	2

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

基本目標1 子どもの読書活動の推進 (P. 3～6)

推進方策1：図書館における読書活動の推進	3
推進方策2：学校等における読書活動の推進	5
推進方策3：家庭・地域における読書活動の推進	6

基本目標2 子どもの読書環境の整備・充実 (P. 7～8)

推進方策1：図書館における読書環境の整備・充実	7
推進方策2：学校等における読書環境の整備・充実	8

基本目標3 子どもの読書活動を推進するための体制の整備・充実 (P. 9)

推進方策1：推進体制の整備・充実	9
------------------	---

第3章 計画における目標 10

資料編

1. 釧路市小中高生読書アンケート（結果）	11
2. 関係法令等（P. 18～34）	
子どもの読書活動の推進に関する法律	18
文字・活字文化振興法	20
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	22
学校図書館法	26
学校図書館図書標準	29
学校図書館ガイドライン	31
3. 釧路市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	35



第1章 計画の基本的な考え方

1. 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものであり、生きる力を育み、人生をより豊かにする上で欠くことのできない活動です。

また、読書活動により、子どもの自己の形成や価値観の形成が促されるとともに、豊かな人間性やコミュニケーション能力が高まることにつながります。

そのため、家庭、幼稚園や保育園等子育て関係施設、学校、図書館等、地域のさまざまな場所で、子どもたちはたくさんの本と出会うことが大切であり、読書に親しむ機会の提供や地域の読書環境を整備していくことが必要です。

また、子どもの読書活動を推進するためには、子どもと本を結ぶ「人」の存在が重要であり、子どもの読書活動を推進している図書館や学校、子育て関係施設等で働く人たちや読み聞かせを行うボランティアなど、それぞれが充実した活動を継続して展開できる体制の整備が必要です。

さらには、図書館と学校の連携をはじめ、子どもと読書に関わるさまざまな機関や人々が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2. 計画策定の趣旨

子どもの読書や活字離れが指摘される中、国では社会全体で子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。

本市においては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画」及び本市における子どもたちの読書活動の現状などを踏まえ、平成28年3月に釧路市子ども読書活動推進計画を策定し、本市の子どもたちの読書活動を推進してきました。

その後、指針となる国及び北海道の計画内容をより反映させた計画内容とするため、当初の計画期間満了年度の令和2年度から令和4年度まで2年間の計画期間延長を行いました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による各種制限や新しい生活様式の確立等、大きく変化し続ける社会において、子どもの読書活動をさらに推進するためには、地域社会全体で総合的、計画的に取り組む必要があることから、引き続き本市における子どもの読書活動の推進を図るため、これまでの取組の成果と課題や国及び北海道の計画改定、本市における関連計画との整合性等を考慮する形で本計画を策定しました。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、社会情勢が著しく変化した場合など、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、学校等の市民及び団体を対象とし、この計画における「子ども」は、0歳（乳幼児期）から18歳（高校生期）までとするとともに、それぞれを発達段階に応じた4期に分け、各期の特徴に応じた施策を推進します。

各期	特徴（目指す姿）
乳幼児期（0～6歳）	イメージや言葉を豊かにしながら絵本や物語の世界を楽しむ
小学生期（7～12歳）	読み聞かせ等を通じて、色々な本に親しみ、自分の考えを広げる
中学生期（13～15歳）	自分に合った本を選択し、読書を通じて様々な考えや生き方を学ぶ
高校生期（16～18歳）	目的に応じた本や資料を選ぶことができ、幅広く多様な読書ができる

5. 読書活動の対象

この計画における「読書活動」の対象は、活字その他文字を用いて表現された図書などを指し、電子書籍などの電子資料も含まれます。

6. 計画の基本体系

この計画では3つの基本目標を設定し、それぞれの現状と課題、推進すべき方向、具体的な取り組みを示すことで、地域社会全体で子どもの読書活動推進に取り組んでいきます。

【 基本目標 】

《 推進方策 》

1. 子どもの読書活動の推進

- (1) 図書館における読書活動の推進
- (2) 学校等における読書活動の推進
- (3) 家庭・地域における読書活動の推進

2. 子どもの読書環境の整備・充実

- (1) 図書館における読書環境の整備・充実
- (2) 学校等における読書環境の整備・充実

3. 子どもの読書活動を推進するための体制の整備・充実

- (1) 推進体制の整備・充実

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

基本目標1 子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

市内の図書館施設、幼保園、学校等では、本の読み聞かせや朝読書、絵本作家を招いたワークショップ等の様々な読書活動が行われており、特に図書館施設では市内での読書活動がさらに活発に行われるよう、各種支援の取り組みに努めています。

しかし、子どもたちの年齢が上がるにつれ、1か月の間に本を1冊も読まない子の割合（不読率）は増加するとともに、読書が好きな子の割合は減少するなど、依然として強い読書離れの傾向が見られます。

図書館施設で行う読書イベントの参加者数も減少傾向にあり、子どもたちの興味関心を引く魅力的な事業の展開とあわせて、学校等や家庭・地域における読書とふれあう機会の創出及び充実が必要です。特にコロナ禍においては、外出を控えることで家で過ごす時間が増えたことなどから、家庭で読書や学習に取り組むことの大切さが再認識されています。

子どもたちの読書活動推進を図るため、図書館施設、学校等、家庭・地域がそれぞれの役割の中で読書活動に関わっていくとともに、関係機関や団体等と連携し、相互に協力しあいながら、読書と親しむ機会の創出と充実及びその支援に取り組んでいきます。

○推進方策1：図書館における読書活動の推進

《推進の方向》

多くの子どもが図書館事業に参加できるよう効果的な周知等に努めるとともに、読書に関する情報の提供や、学校等や家庭・地域での取組支援を充実します。

	主な取組
(1) 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・図書館職員や読み聞かせボランティア等によるおはなし会の開催・市民参加型の朗読会や読み聞かせイベント、展示会等の開催・図書館バスによるサービス外地域への貸出や幼保園等への巡回貸出継続・図書館業務の体験機会充実や対象の拡大
(2) 学校等への支援	<ul style="list-style-type: none">・図書館を会場とした調べ学習サポートの実施・学校ブックフェスティバル[*]や読書活動サポートセット[*]、調べ学習コンクール事業の継続実施・職員派遣によるブックトーク[*]等の実施・読書をテーマとした講座や研修会への職員派遣・学校等に対する団体貸出サービスの継続実施及び周知強化・学校図書館の運営や読書推進を目的とした事業運営に対する助言・1人1台端末[*]で利用できる電子資料の紹介

(3) 読書活動の普及・啓発

- ・ 図書館サービスの周知
- ・ ブックスタート※に準じた事業の継続実施
- ・ 推薦図書やおすすめ本リストの作成及び周知
- ・ 「子どもの読書週間」等と関連した事業実施
- ・ ホームページ、SNSを活用した読書に関する情報発信及び図書館の利用促進
- ・ 図書館ツアーや「としょかんフェスタ」など、親子で楽しめる読書イベントの実施及び充実
- ・ 関係機関等との連携による図書館を会場とした子ども向け事業及び子育て支援事業の実施・受入



▲図書館バス（釧路）と内部の様子



▲読み聞かせ（中央図書館）

※ 用語解説 ※

【学校ブックフェスティバル（右写真）】

平成 28 年度から実施している、小中学生を対象とした読書活動推進事業のひとつ。1,200 冊程の図書を図書館から学校へ持ち込み、児童生徒に図書の貸出と読み聞かせ、朗読等を行う取組。



【読書活動サポートセット】

平成 30 年度から実施している学校図書館支援事業。小学校での学習支援を目的に、各学年の発達段階や学習内容に則した図書のセットを学校へ貸し出し、朝読書や授業等に役立ててもらおう取組。

【1人1台端末】

文部科学省の施策「GIGA スクール構想」により、児童生徒に配布された学習用タブレット端末。

【ブックトーク】

読書意欲を喚起することを目的に、テーマに沿った数冊の本を紹介する活動。

【ブックスタート】

赤ちゃんのいる家庭に絵本をプレゼントし、絵本をきっかけに親子で楽しい時間を過ごしてもらおうという活動。

○推進方策2：学校等における読書活動の推進

《推進の方向》

朝読書の実施をはじめとする子どもの読書経験に合わせた読書活動等に、関係機関と連携しながら取り組みます。

	主な取組
(1) 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ等による本とふれあう活動（幼保園・子育て支援センター等） ・教員や保育士のおすすめ本紹介による様々な本と出会う機会の創出（幼保園・小中高） ・保護者やボランティア、図書館と連携した読書イベントの企画及び実施（幼保園・小中高） ・「朝の読書時間」による朝読書の実施と充実（小中高） ・「子どもの読書週間」に合わせた校内読書週間の設定 ・他学年による読み聞かせ、ブックトークやビブリオバトル*等の本を紹介する活動の実施（小中高） ・読書感想文コンクールへの参加促進
(2) 学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館や図書館を活用した授業の推進 ・読書活動サポートセットの活用 ・図書館の団体貸出サービスを利用した学級文庫の設置 ・1人1台端末で使用できる電子資料の活用
(3) 読書活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・図書委員会や図書館の児童生徒による読書普及活動 ・校内掲示や学校だより等を活用した読書の啓発・促進 ・図書館だより等の掲示及び配布への協力



▲読書活動サポートセット



▲ビブリオバトル*の様子

※ 用語解説 ※

【ビブリオバトル】

参加者が1人5分程の持ち時間でおすすめ本を紹介しあう読書普及活動。全参加者の紹介終了後に「どの本が一番読みたくなったか」を基準とした投票を行い「チャンプ本」を決める。

○推進方策3：家庭・地域における読書活動の推進

《推進の方向》

関係機関と連携しながら、親子で読書に親しむ習慣づくりや、読書に親しむ機会の創出及び支援に取り組みます。

	主な取組
(1) 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者による絵本や物語の読み聞かせ（家庭） ・ 家族で書店や図書館に行く機会を設ける（家庭） ・ 親子で本を見ながら工作や料理などに取り組む（家庭） ・ 保護者自身も子どもと一緒に読書に親しむ（家庭） ・ 子どもたちの手が届くところに本を設置するなど、読書に親しみやすい雰囲気づくり（家庭・地域） ・ 読んだ本の書名や感想などを記録する読書通帳などに取り組む（家庭・地域） ・ ボランティア団体等による地域での読み聞かせ活動の充実
(2) 読書活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や刊行物を利用した、図書館サービス及び各所での取組周知等へ協力 ・ 子どもたちの読書活動をテーマにしたPTA研修会等の実施

▼ボランティア研修会



釧路市では図書館職員が年齢別におすすめの本を紹介した「読み聞かせガイド」を作成・配布しています。

■配布場所

- ・ 市の育児相談や健診会場
- ・ 市の図書館施設 等



▲年齢別絵本ガイド

基本目標 2 子どもの読書環境の整備・充実

【現状と課題】

子どもたちの読書習慣を形成するためには、子どもたちが好きな時に本を手にとったり、好みや興味関心に合った本を調べたりできるように、読書や読書活動を行うことができる環境を整備する必要があります。

釧路市内には6つの図書館施設がありますが、各館で異なる利用者の特性や利用状況を考慮しつつ、図書館施設全体としての蔵書構成の中で、どのように多様な子ども向け図書の実を図っていくかが課題となっています。

また、文部科学省では、校種や学級数などに応じた学校図書館で整備すべき図書数（標準冊数）を設定していますが、市内の学校図書館においては、標準冊数に達していても古い本や傷んだ本の更新等に課題があるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で学校図書館を閉館せざるを得ない状況が続いたこと等から、中には学校図書館を認知していない子どもたちがいるという状況にあります。

さらに、国のGIGAスクール構想により導入された1人1台端末の積極的な活用が求められているほか、読書や学習、またはこれらの活動を行う環境に課題を持つ子どもたち^{*}に対応した資料等の整備も必要とされており、それぞれがどのような方法で読書活動の支援を行っていくのかを検討していく必要があります。

このような実態を踏まえ、図書館と学校等においてすでに行っている取組や事業等を有効に活用する方法を検討するとともに、それぞれが相互に連携することで、子どもたちが必要な時に必要な本や媒体を手にとることができるような読書環境の整備及び充実に努めていきます。

■推進方策1：図書館における読書環境の整備・充実

《推進の方向》

多様な子ども向け図書の実を図るとともに、読書活動や読書環境等に課題を持つ子どもたちが読書に親しむことができる環境整備などを進めます。

	主な取組
(1) 読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・読書活動や読書環境等に課題を持つ子どもたちに対応した資料や機器の整備・電子書籍を含む電子資料導入検討・実施・点字図書館や音訳ボランティア等との相互連携
(2) 読書環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・図書館資料の充実・インターネットを活用した資料予約やレファレンスサービスの周知及び活用促進・閲覧スペースなどのバリアフリー化・図書館バスステーションの定期的な見直し・学校等に対する団体貸出サービスの継続実施及び周知強化（再掲）・学校図書館の運営や読書推進を目的とした事業運営に対する助言（再掲）

■推進方策2：学校等における読書環境の整備・充実

《推進の方向》

学級文庫の設置や図書室整備の推進等、図書館施設やボランティア等と連携を図り、子どもたちが自発的に読書に親しむような環境の整備・充実に取り組みます。

	主な取組
(1) 資料等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者やボランティアとの連携による絵本コーナーの整備（幼稚園） ・学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備（小中） ・新聞の設置 ・図書館の助言や独自の基準等に則した計画的な図書資料の選定、廃棄、更新 ・図書館や他の学校との連携による資料の相互貸借 ・図書館等と連携した読書や読書環境等に課題を持つ子どもたちに対応した資料や機器等の活用 ・学校図書のデータベース化推進及びデータの利活用促進 ・学校図書の蔵書システムを操作する教員を対象としたシステム操作研修の開催
(2) 設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・日本十進分類法*を原則とした資料の配架と整理 ・グループ学習に使用できる机やいす等の設置による学習環境の整備 ・推薦図書コーナーの設置 ・1人1台端末を活用した電子資料の活用促進 ・学級文庫の設置等、児童生徒が気軽に本を手にとることができる環境の整備及び工夫

※ 用語解説 ※

【読書や学習、またはこれらの活動を行う環境に課題を持つ子どもたち】

身体障がいや発達障がい、学習障がい（LD）を持つ子ども、特異な才能を持つ子ども（ギフテッド）、諸事情により登校できない子どもの他、家に本がない等の環境にある子どもたちのこと。

【日本十進分類法（下図参照）】

日本の図書館において広く使われている、0～9のアラビア数字を用いた図書の分類法。図書館にある図書の背表紙には、分類法により付与された数字を印字したラベルが貼付されている。



日本十進分類表

00 総記・全般	10 哲学・宗教	20 歴史・地理	30 社会	40 自然科学
50 技術・工業	60 産業	70 芸術・体育	80 言語	90 文学

基本目標3 子どもの読書活動を推進するための体制の整備・充実

【現状と課題】

子どもの読書活動の推進を図るためには、様々な場面において子どもと本を結ぶ「人」の存在が重要であり、保護者はもとより、図書館職員、教職員、地域の方々など、市民全員で子どもたちの読書活動を支えることが必要となりますが、そのために読書普及活動を実践する人材の育成や推進体制の整備及び充実は大きな課題となっています。

学校においては図書担当の教諭がいるものの、専任ではないために図書の選書を始めとした学校図書館の運営や子どもたちへの読書指導など、多岐に渡る活動のすべてを行うことが難しい状況にあります。

また、図書館施設や学校で読み聞かせや環境整備等の支援を行っているボランティアについては、図書館施設や学校によって活用の仕方が異なり、不定期な活動にもなりがちのため、中学、高校と校種が上がるにつれボランティアが減少、あるいはいなくなるという現象が起きています。

子どもたちと本を結ぶ人の育成及び読書普及活動を推進する体制の整備と充実のため、それぞれの現状を共有しあい、相互に連携した取組を進めます。

■推進方策1：推進体制の整備・充実

《推進の方向》

連携事業等を通じてそれぞれが相互に交流を深めながら、読書活動を実践する人材育成と効果的に推進を図ることができる体制づくりに取り組みます。

	主な取組
(1) 図書館	<ul style="list-style-type: none">・子どもの読書活動推進事業を実践する職員の養成・子ども向け読書活動支援ボランティアを養成する研修機会の充実・読み聞かせの技術等を持つ人材と連携した各所への読書活動支援・読書をテーマとした講座や研修会への職員派遣（再掲）
(2) 学校等	<ul style="list-style-type: none">・司書教諭及び学校司書*の定数化に向けた国への要請・ボランティアの活用による学校図書館支援の在り方の検討
(3) 家庭・地域	<ul style="list-style-type: none">・読み聞かせ等のボランティア活動を行う人材の発掘・学校等との連携による読書活動の実施

※ 用語解説 ※

【司書教諭及び学校司書】

司書教諭

学校図書館の専門的職務を担う教員で、専門資格（司書教諭資格）が必要。12学級以上の学校には必ず設置しなければならないとされている。（学校図書館法第5条）

学校司書

専ら学校図書館の職務に従事する事務職員で、資格の有無は自治体により異なる。自治体は各学校に設置するよう努めなければならないとされている。（学校図書館法第6条）

第3章 計画における目標

子どもたちの読書活動がどの程度推進されたかを数値で計測することは困難ですが、推進に向けた具体的施策の進捗状況等を客観的に評価・判断するため、「釧路市小中高生読書アンケート」の結果等から以下の目標指標を設定し、計画の推進に取り組んでいきます。

■指標1：1ヶ月の間に本を1冊も読まない子どもの割合

指標	令和4年度数値（基準値）	目標値
1ヶ月間の不読率	【小学生】 15.5%	【小学生】 10.0%
	【中学生】 29.4%	【中学生】 20.0%
	【高校生】 64.6%	【高校生】 52.0%

■指標2：読書が好き・どちらかという好きな子どもの割合

指標	令和4年度数値（基準値）	目標値
読書が好きな子の割合	【小学生】 75.4%	【小学生】 84.0%
	【中学生】 68.1%	【中学生】 78.0%
	【高校生】 59.8%	【高校生】 73.0%

■指標3：小学校入学前に家族や大人に読み聞かせを受けた経験がある子どもの割合

指標	令和4年度数値（基準値）	目標値
乳幼児期に本を読んでもらったことがある子の割合	【小学生】 71.2%	【小学生】 73.0%

■指標4：学校での朝読書（読み聞かせ）実施校の割合※

指標	令和3年度数値（基準値）	目標値
朝読書等実施校の割合	【小学校】 92.3%	【小学校】 100.0%
	【中学校】 86.7%	【中学校】 100.0%

※指標4のみ、令和3年度『釧路市の教育（釧路市教育委員会 教育支援課作成）』より抜粋。



© 2022 木島誠悟

資料編

1. 釧路市小中高生読書アンケート（結果）

釧路市の子どもたちの読書活動の現状を把握するため、令和4年6月末から7月中旬の間、市内の小中高生を対象に「釧路市小中高生読書アンケート」を実施しました。

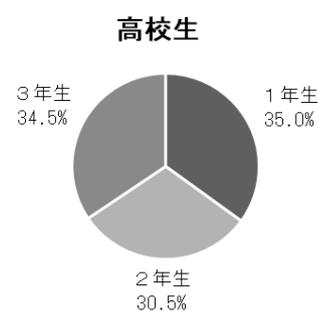
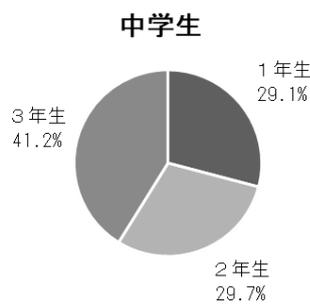
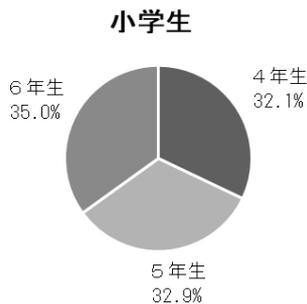
実施期間	令和4年6月24日 ～ 令和4年7月14日
対 象	【小学生】 市立小学校4～6年生 及び 市立義務教育学校4～6年生 【中学生】 市立中学校1～3年生 及び 市立義務教育学校7～9年生 【高校生】 市立北陽高等学校1～3年生

【問1】あなたについて教えてください。

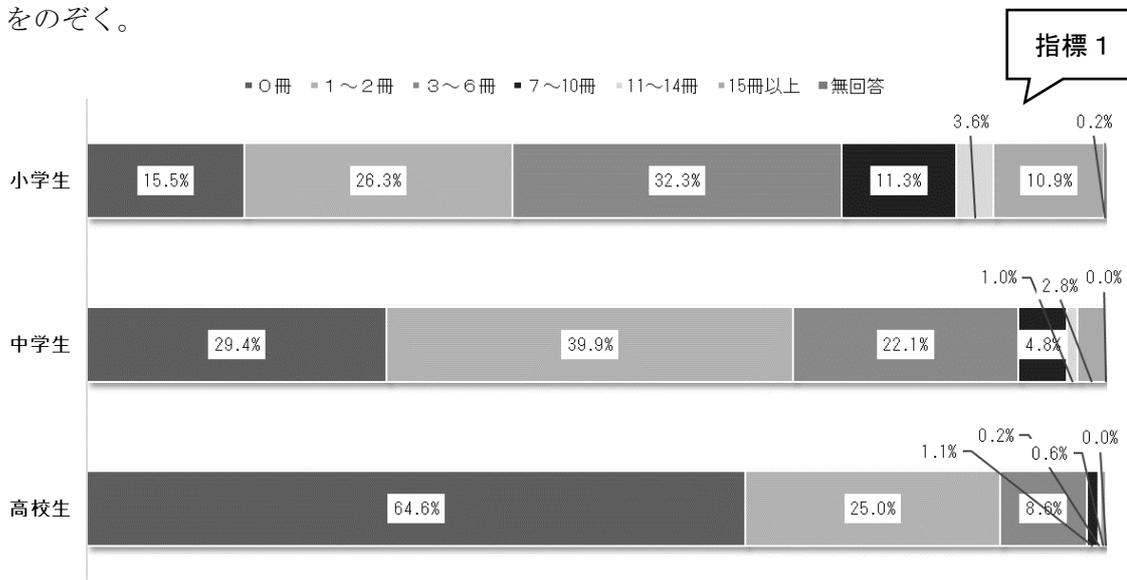
	小学生	割合
4年生	470	32.1%
5年生	482	32.9%
6年生	512	35.0%
合計	1,464	100.0%

	中学生	割合
1年生	246	29.1%
2年生	251	29.7%
3年生	348	41.2%
合計	845	100.0%

	高校生	割合
1年生	188	35.0%
2年生	164	30.5%
3年生	185	34.5%
合計	537	100.0%

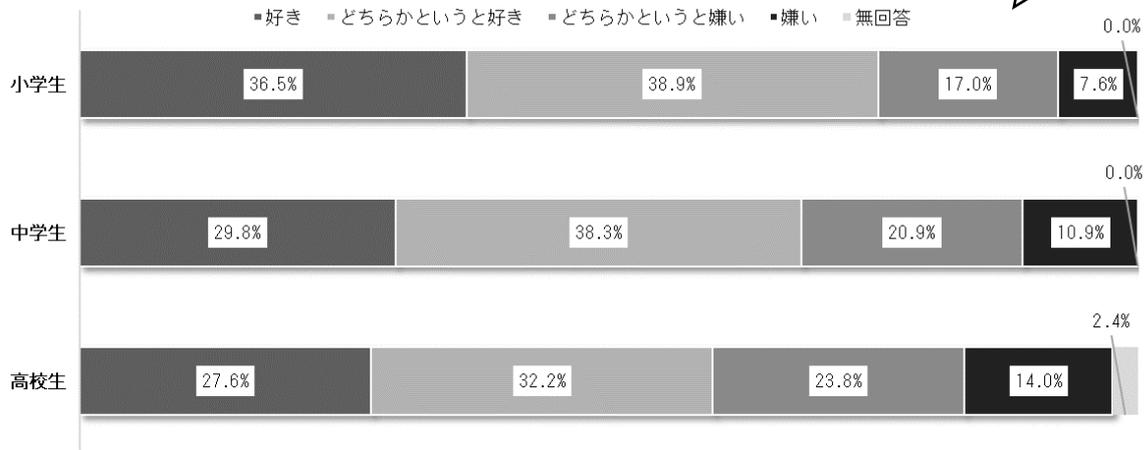


【問2】あなたは最近1カ月の間に本を何冊ぐらい読みましたか？借りて読んだ本も入れてください。ただし、学校の「朝の読書時間」等で読んだ本、教科書・学習参考書・マンガ・雑誌やふろくをのぞく。

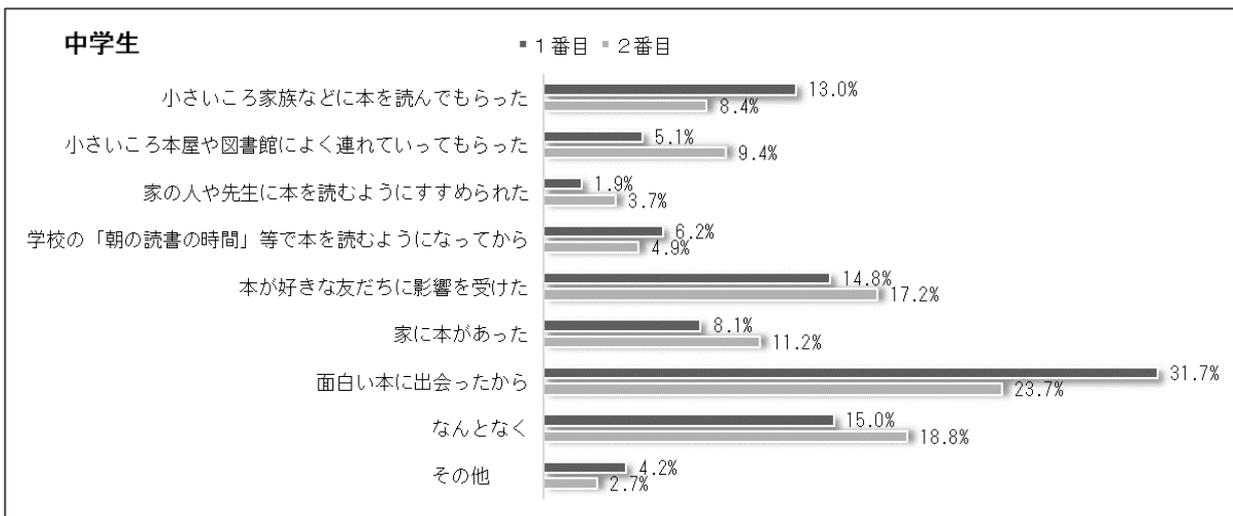
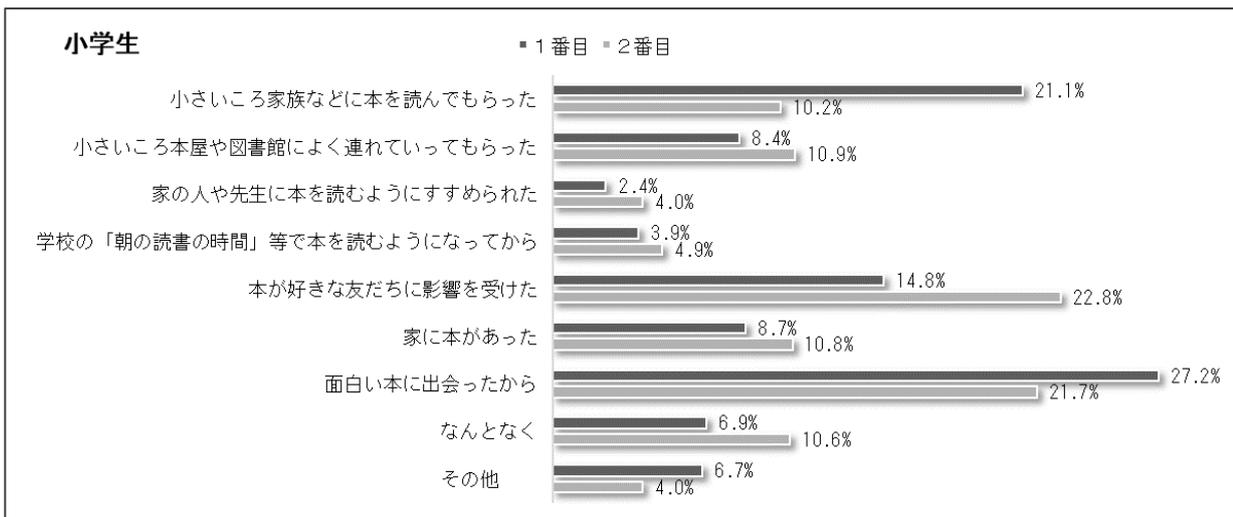


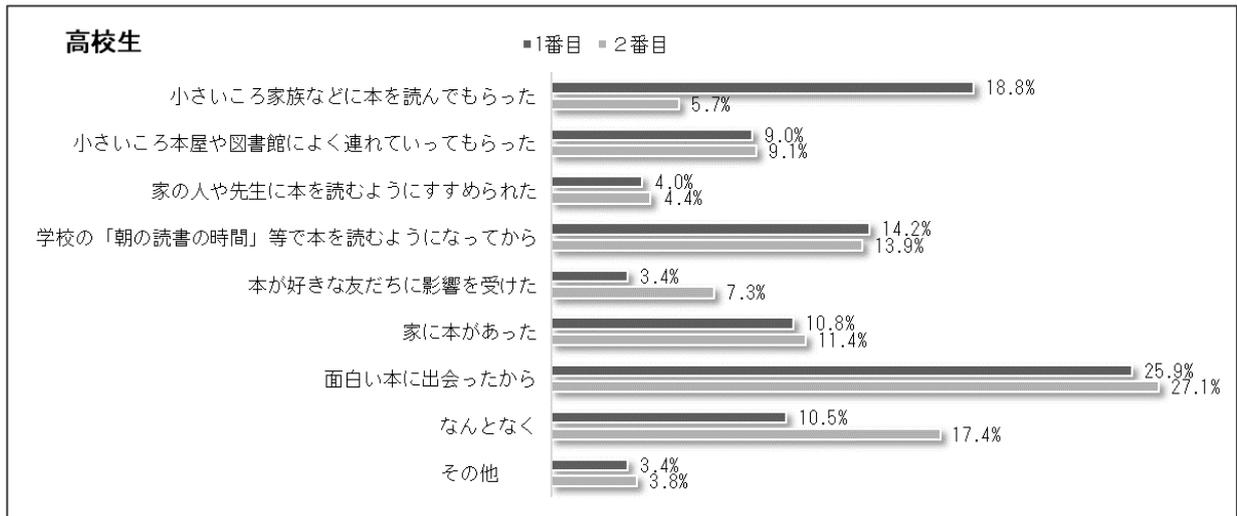
【問3】あなたは読書が好きですか？

指標2



【問4】問3で、「好き」「どちらかという好き」を選んだ人にお聞きします。
なぜ、読書が好きになったか、あてはまると思う順に2つまで選んでください。

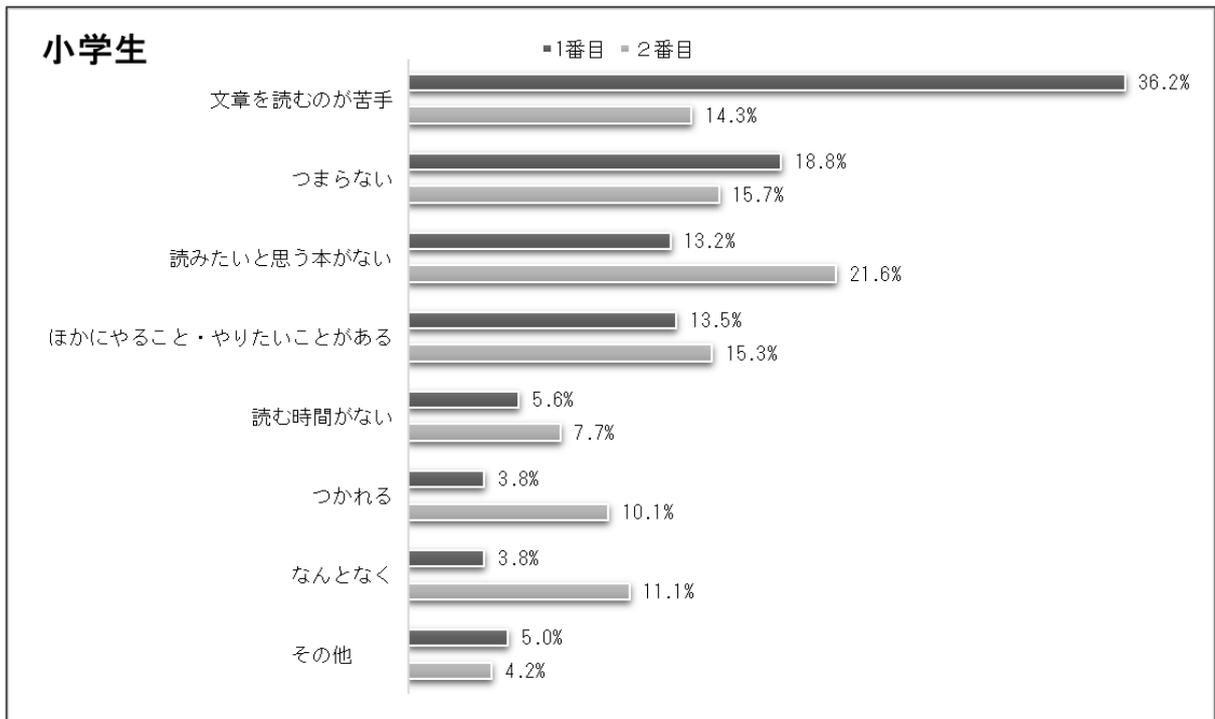


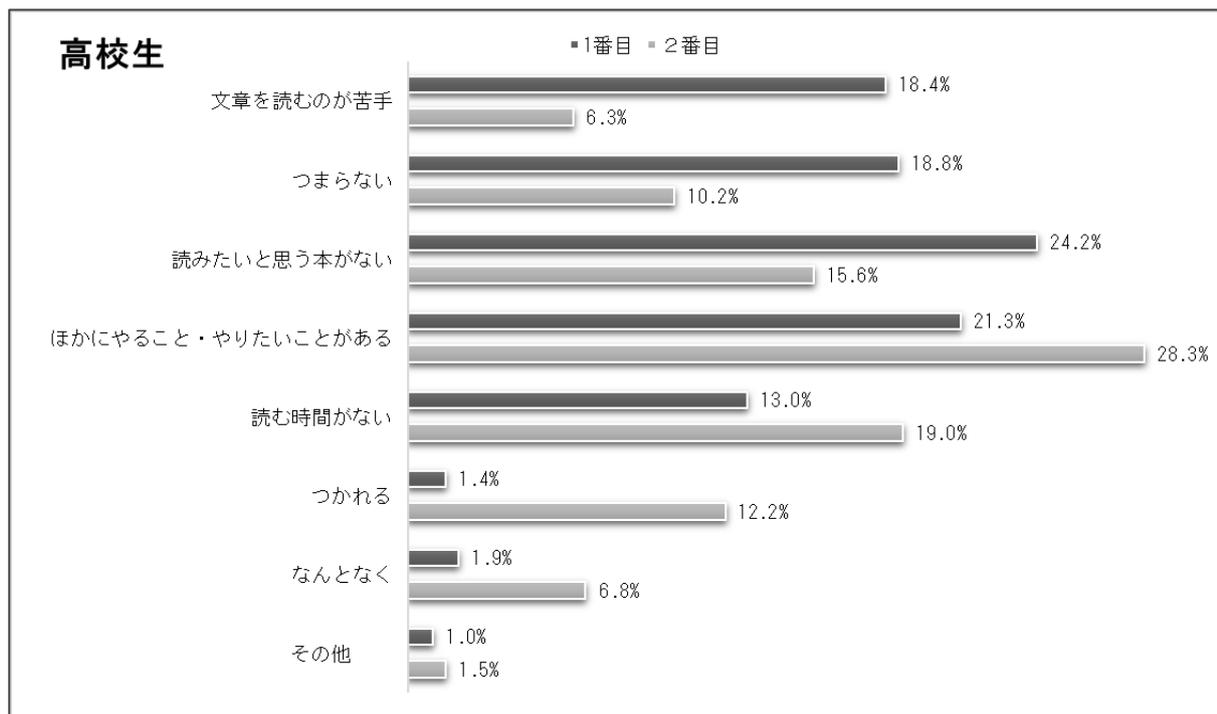
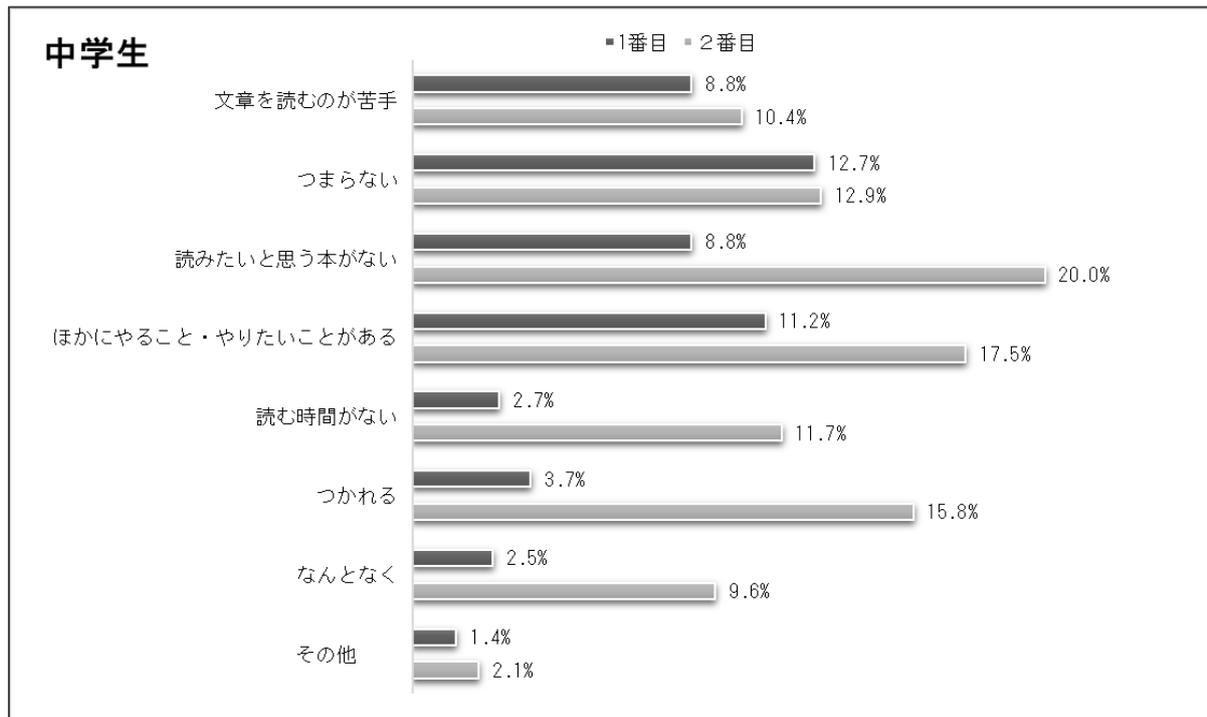


■「その他」の回答

- ・いつのまにか ・自分の世界に入れるから ・家族が本好きだから
- ・ゲームや歌が小説化したものがおもしろいから ・好きな芸能人が読んでいたから
- ・知らない世界を知れたから など

【問5】問3で、読書が「どちらかというときらい」「きらい」を選んだ人にお聞きします。
なぜ、読書がきらいなのか、当てはまると思う順に2つまで選んでください。

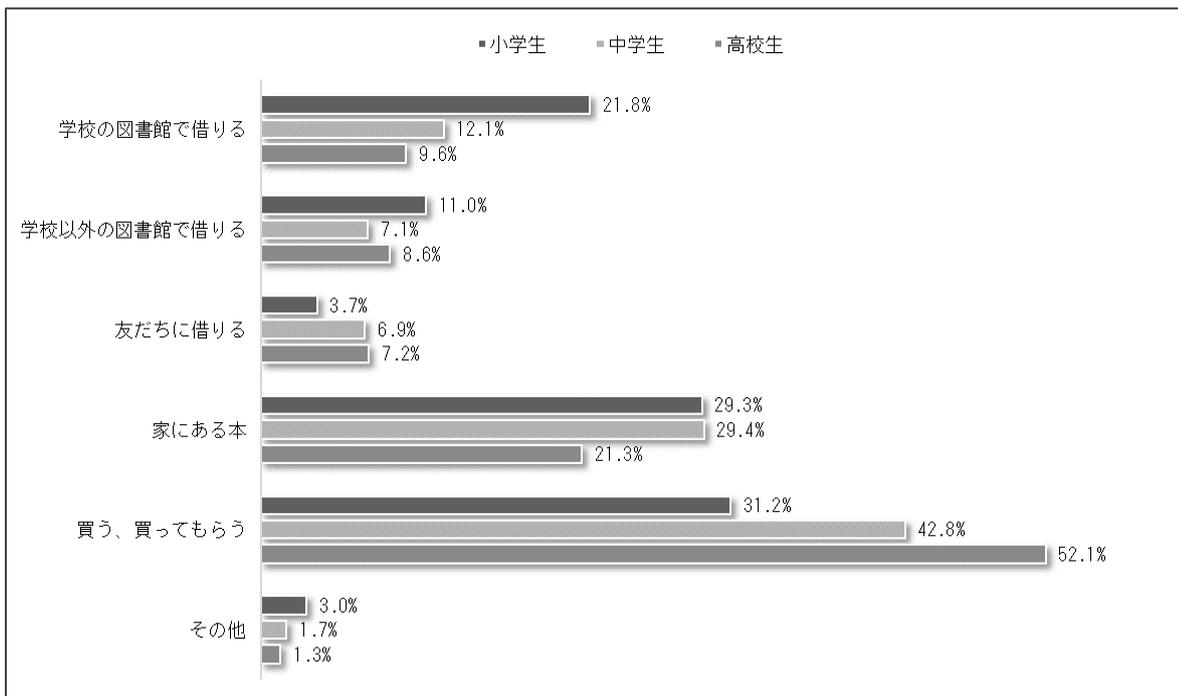




■「その他」の回答

- ・字を読むのが好きじゃないし、絵がないから
- ・めんどくさい
- ・ストレスがたまる
- ・どこを読んでいるか分からなくなるから
- ・興味がない
- ・飽きる
- ・文字がたくさんで気持ちが悪くなるから
- など

【問6】あなたが本を読む時は、どのようにして読む本を用意していますか？（複数回答）

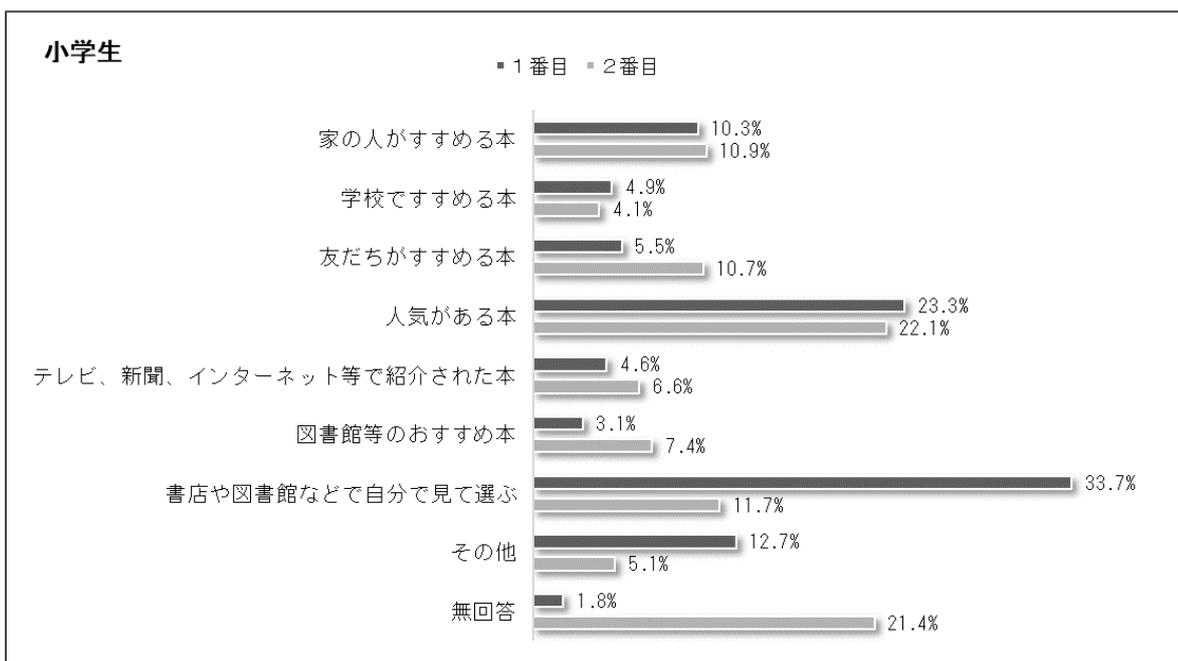


■「その他」の回答

・教室にある本 ・兄弟姉妹や親戚に借りる ・サイトで読む ・電子書籍 など

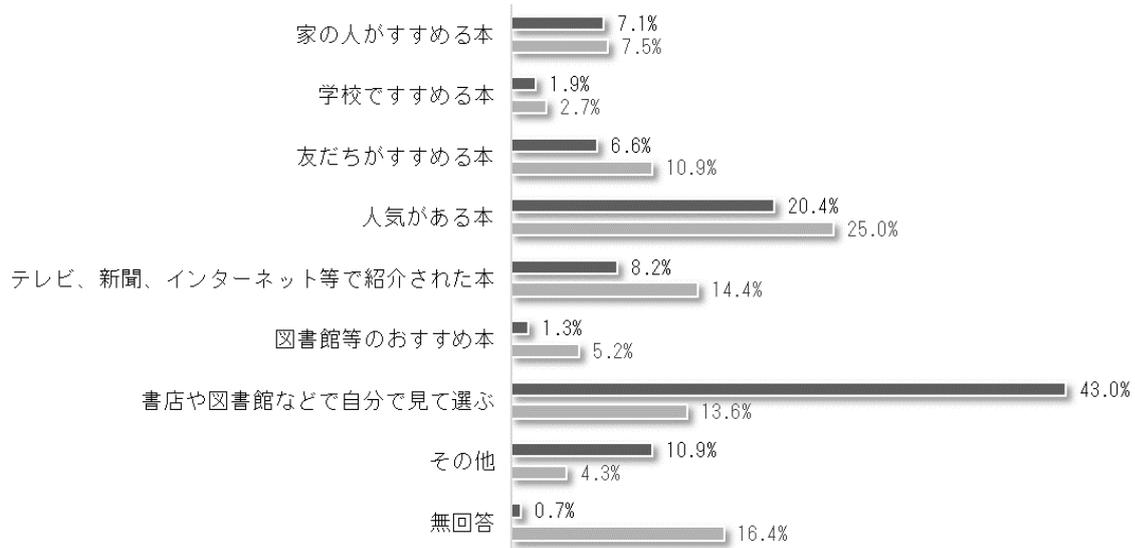
【問7】あなたは、読む本をどのようにして選んでいますか？

多い順に2つまで選んでください



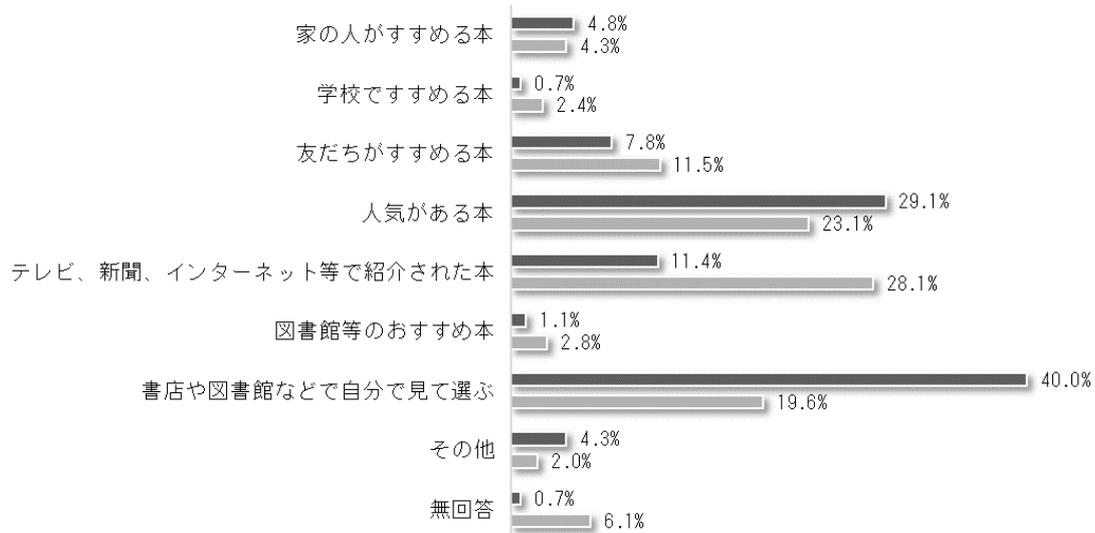
中学生

■ 1 番目 ■ 2 番目



高校生

■ 1 番目 ■ 2 番目

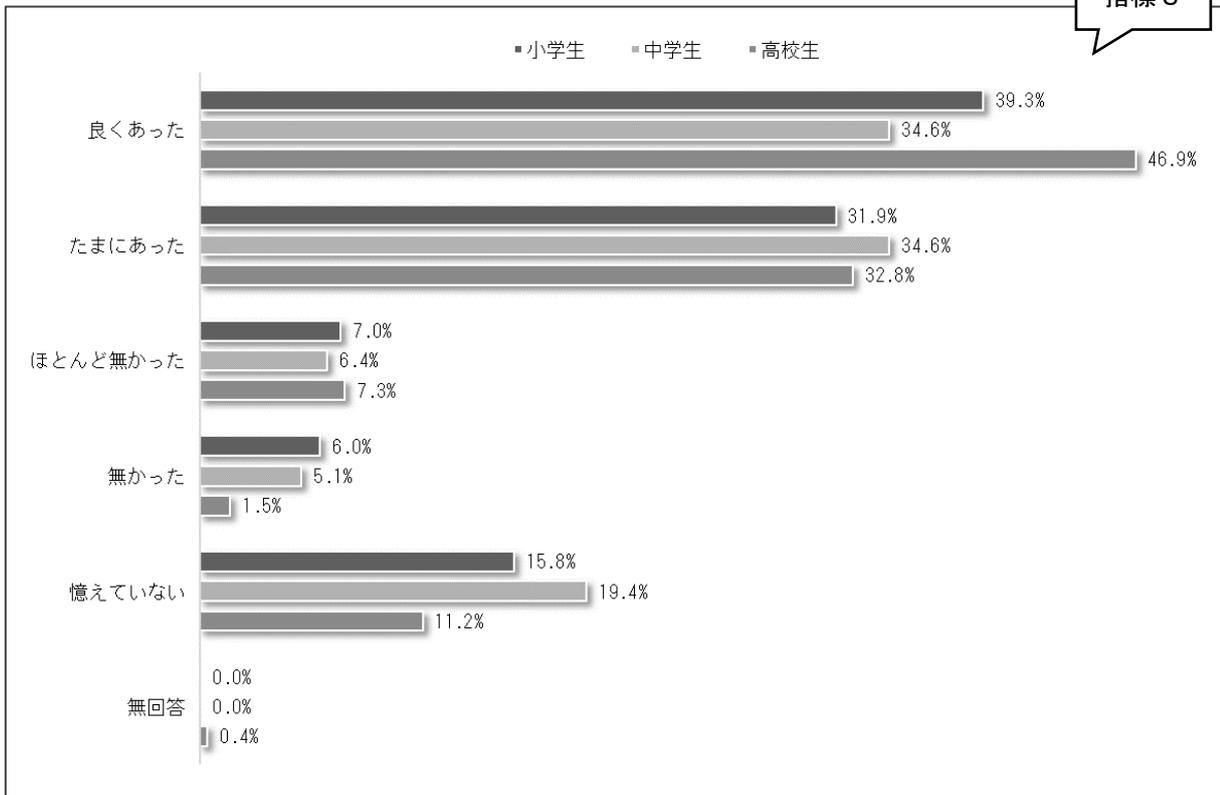


■ 「その他」の回答

- ・インターネットで探す ・表紙やタイトル ・作者 ・興味があるもの
- ・アニメや映画が本になったもの ・アニメなどの原作 ・部活に関するもの
- ・本屋大賞や実写化作品 ・あらすじ等を読んで気になったもの
- ・勉強になりそうなもの ・基準は特にない など

【問 8】あなたは、小学校に入学する前に家族やおとなの人に本を読んでもらったことがありましたか？

指標 3



2. 関係法令等

■子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策に

についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

■文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が

利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

■学校図書館法

(昭和二十八年八月八日)

最終改正：平成二十七年六月二十四日

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十四年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

■学校図書館図書標準

(平成五年三月二十九日付 文初小第 209 号)

文部科学省初等中等教育局長通知「『学校図書館図書標準』の設定について」より

改正：平成 19 年 4 月 2 日

- 一 「学校図書館図書標準」は、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したものであること。
- 二 「学校図書館図書標準」に基づき、学校図書館の図書を整備するための所要の財源については、平成五年度を初年度とする五か年計画により地方交付税により措置される予定であること。(平成五年度地方交付税措置については別途通知すること。)
- 三 各学校においては、学校図書館の図書の整備状況や実情に応じ、計画的な図書の整備に努められたいこと。

(別紙)

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	3,000+520×(学級数-2)
7～12	5,080+480×(学級数-6)
13～18	7,960+400×(学級数-12)
19～30	10,360+200×(学級数-18)
31～	12,760+120×(学級数-30)

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	4,800+640×(学級数-2)
7～12	7,360+560×(学級数-6)
13～18	10,720+480×(学級数-12)
19～30	13,600+320×(学級数-18)
31～	17,440+160×(学級数-30)

ウ 特別支援学校(小学部)

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3～6	2,600+173×(学級数-2)	2,520+104×(学級数-2)
7～12	3,292+160×(学級数-6)	2,936+96×(学級数-6)
13～18	4,252+133×(学級数-12)	3,512+80×(学級数-12)
19～30	5,050+67×(学級数-18)	3,992+40×(学級数-18)
31～	5,854+40×(学級数-30)	4,472+24×(学級数-30)

エ 特別支援学校（中学部）

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～2	4,800	2,400
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

■学校図書館ガイドライン

(平成 28 年 11 月 29 日付 28 文科初第 1172 号)

文部科学省初等中等教育局長通知「学校図書館の整備充実について」より

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。

(1) 学校図書館の目的・機能

○ 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

○ 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

○ 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。

○ 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。

○ 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

○ 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。

○ 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

○ 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。

○ 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校

図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。

○ 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。

○ 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。

○ 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

○ 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

○ 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。

○ 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。

○ 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。

○ 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

○ 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

○ また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。

○ また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々との協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

1 図書館資料の種類

○ 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電

子資料（CD-ROM，ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等），ファイル資料，パンフレット，自校独自の資料，模型等の図書以外の資料が含まれる。

○ 学校は，学校図書館が「読書センター」，「学習センター」，「情報センター」としての機能を発揮できるように，学校図書館資料について，児童生徒の発達段階等を踏まえ，教育課程の展開に寄与するとともに，児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。

○ 選挙権年齢の引下げ等に伴い，児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し，公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており，このような観点から，児童生徒の発達段階に応じて，新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。

○ 小学校英語を含め，とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に，理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから，教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。

○ 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から，児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば，点字図書，音声図書，拡大文字図書，LLブック，マルチメディアデジタイズ図書，外国語による図書，読書補助具，拡大読書器，電子図書等の整備も有効である。

2 図書館資料の選定・提供

○ 学校は，特色ある学校図書館づくりを推進するとともに，図書館資料の選定が適切に行われるよう，各学校において，明文化された選定の基準を定めるとともに，基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

○ 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり，基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し，学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。

○ 学校は，図書館資料について，教育課程の展開に寄与するという観点から，文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく，自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど，児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。

○ 学校図書館は，必要に応じて，公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに，インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3 図書館資料の整理・配架

○ 学校は，図書館資料について，児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し，開架式により，配架するよう努めることが望ましい。

○ 図書館資料を整理し，利用者の利便性を高めるために，目録を整備し，蔵書のデータベース化を図り，貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また，地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し，ネットワーク化を図ることも有効である。

○ 館内の配架地図や館内のサイン，書架の見出しを設置するなど，児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや，季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより，児童生徒の読書意欲の喚起，調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また，学校図書館に，模型や実物，児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。

○ 学校図書館の充実が基本であるが，児童生徒が気軽に利活用できるように，図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお，分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含ま

れるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4 図書館資料の廃棄・更新

○ 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

○ 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

○ 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

○ 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。

○ また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

○ 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。

○ 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。

○ 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）・アウトカム（児童生徒目標の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

3. 釧路市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市の子どもたちが、自ら読書に親しみ、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう、新たに「釧路市子ども読書活動推進計画」を策定するに当たり、広く市民の意見を聴き、検討を行うため、釧路市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議するものとする。

- (1) 釧路市子ども読書活動推進計画の策定に関すること
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、幼児教育関係者、子どもの読書活動を行う団体関係者のうちから教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。



釧路市子ども読書活動推進計画

【 令和5年度 ～ 令和9年度 】

-
- 発行 釧路市教育委員会
 - 編集 釧路市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課
〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地
TEL (0154)31-4579 FAX (0154)22-9096
釧路市ホームページ
<https://www.city.kushiro.lg.jp>

